

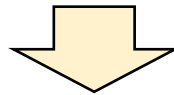
これまでの合意事項に関する取組について

1 アート関連イベントの連携強化

(府：文化生活部文化芸術課、市：文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)

合意事項の内容

- 府市が実施するアート関連イベントの開催時期を連動させ、開催期間を「京都アート月間（仮）」として一体的な発信に取り組む。(R6第3回の合意)



取組方策

○ 開催概要及びロゴ

名称：京都アート月間 (Kyoto Art Month)

期間：令和7年10月～11月

ロゴ：アート月間は、アートで「月」を盛り上げることを目的としたものであることから、1年のうちに月の位置が8の字を描いて動くことを連想。またこの取組が無限(∞)に続くことを希望したもの。



○ 取組内容

- ・府市のアートイベントの開催時期の連動
- ・新たな公式ウェブページの開設やチラシ・ポスターの作成、SNS広告等による一体的な情報発信
- ・会場間をつなぐシャトルバスの運行や相互割引の実施

<対象イベント>

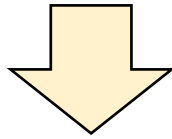
- 9/13～11/18 市 Art Rhizome Kyoto (ARK)
- 10/ 4～11/16 市 Lightseeing Kyoto South
- 10/25～11/24 府 文化庁・府庁界隈まちかどミュージアム
- 11/14～11/16 府 Art Collaboration Kyoto (ACK)
- 11/15～11/18 市 CURATION≠FAIR Kyoto
- 5/24～ 3/31 府 LIGHT CYCLES KYOTO (LCK)

2 府市の映画文化・映画産業の連携

（府：商工労働観光部産業振興課、市：文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

合意事項の内容

- 京都府が実施する「京都ヒストリカ国際映画祭」と京都市が実施する「京都映画賞」を12月に一体的に開催するとともに、継続的に京都映画の振興に関係者の皆様と府市が一体となって取り組んでいく。（R7第1回の合意）



取組方策

○12月を「京都映画月間」として一体的にプロモーション

12月2日から7日に開催予定の「京都ヒストリカ国際映画祭」及び12月21日に開催予定の「京都映画賞」を一体的にプロモーションし、相互に連携企画を実施する。

また、京都で行われる各映画イベントと合わせて、12月は「京都映画月間」としてアピールしていく。

〔取組内容〕

- 9月13日、14日に京都市京セラ美術館前広場で行う「京都映画賞野外映画鑑賞会」にて「京都ヒストリカ国際映画祭」及び「京都国際学生映画祭」の関連作品を上映
- 「京都映画月間」のポスターを京都市域における広報掲示板に掲示するほか、12月に京都で行われる各映画イベントのチラシ等についても一体的に広報
- 「京都ヒストリカ国際映画祭」の企画の中で「京都映画賞」の取組を周知するとともに、連携企画を実施